

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

（1）設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保・向上の必要性が認識され、平成14(2002)年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成）主催により、平成16(2004)年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねる中で、常設の国際機関設立の機運が高まり、平成18(2006)年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認された。その最初の本会合が、審査会の主催により、平成19(2007)年3月に22か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIARの活動目的については、平成20(2008)年9月の第4回ケープタウン本会合（Plenary Meeting）で、憲章（Charter）の一部として以下の①～③が定められた。さらに、平成25(2013)年4月の第13回ノールドウィク本会合で、憲章の改訂を通じて、新たに④も追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIARを通じた国際的な監査の品質の向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成27(2015)年1月、IFIARの本部事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成28(2016)年4月の第16回ロンドン本会合において、事務局の東京設置が決定され、平成29(2017)年4月に、事務局が開設された。

(2) 組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、令和3(2021)年3月末時点での加盟国数は54か国・地域となっている。

重要な意思決定は、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合において行われる。本会合は、平成31(2019)年4月のギリシャ本会合まで19回開催されてきた(P111資料4-1参照)。令和2(2020)年4月の本会合はスイスで開催が予定されていたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて中止となった。

議長職及び副議長職については、IFIARの活動を円滑に進めるため、個人資格として置かれている。令和3(2021)年3月末現在、任期中の議長の急逝により、議長代理を米国人が務めている。

平成29(2017)年4月には、前述の常設の事務局とともに、新たに日本を含む15当局から構成される代表理事会(IFIAR Board)が設置され(後述)、第1回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIARには、令和3(2021)年3月末現在、5つのワーキング・グループ(WG)(注)が設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、以下の(3)イにおいて述べる。

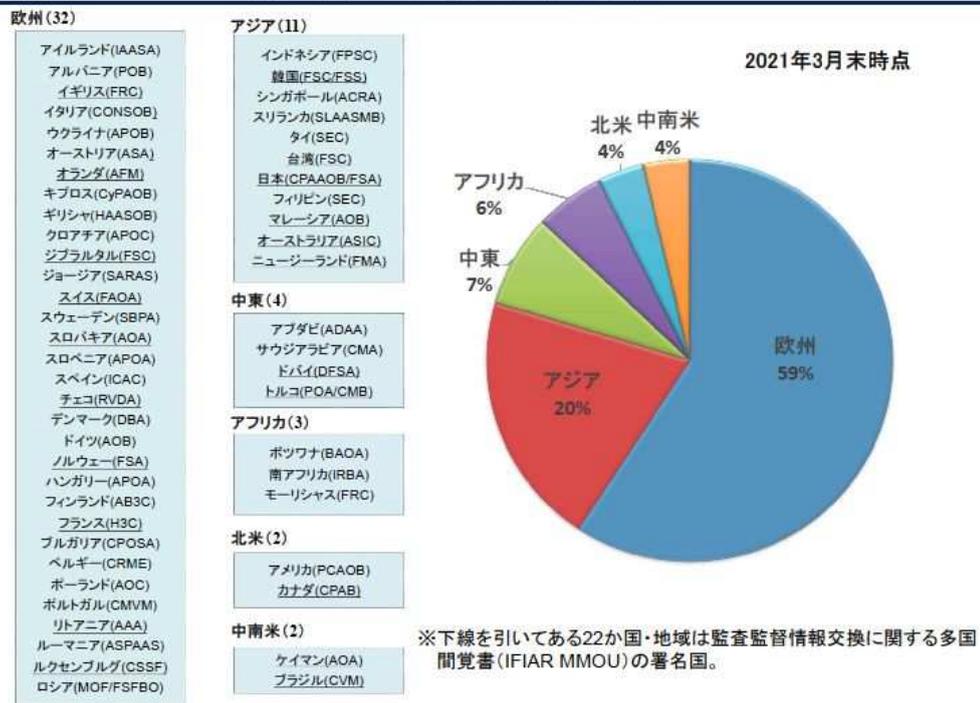
(注) 国際協カワーキング・グループは、既に令和2年4月末に解散している。

IFIAR組織図

2021年3月末時点



IFIAR加盟メンバー構成 54か国・地域



(3) 活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 本会合 (含 6 大監査ネットワーク (注) との CEO セッション)

令和 2 (2020) 年 4 月の本会合は、スイスで開催が予定されていたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて中止となり、議事予定の案件は、代替として書面による決議が行われた。

また、会合の中止を受けて、本会合で当初予定されていた 6 大監査ネットワークの CEO とのセッションは、令和 2 (2020) 年 8 月から 9 月にかけてオンライン形式で行われた。監査を巡っては、英国やドイツ等の一部の国で、大きな会計不正事案があり、監査人や当局に対する信頼が揺らぎ、監査制度をめぐる抜本的な見直しを議論している上、新型コロナウイルス感染症が、監査手続や監査の品質にも深刻な影響を及ぼしている。このような環境の下にあって、高い監査品質の確保の重要性がより一層増していることを踏まえ、当該 CEO セッションにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応を中心に、各 6 大監査ネットワークにおけるリスク認識、ガバナンス、品質管理、テクノロジーの活用を含む監査の将来的な在り方等について議論が行われた。

(注) 6 大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton を指す。

(イ) 代表理事会

平成 27(2015)年、IFIAR は、国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制（理事会）による加盟国主導の執行体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29(2017)年 4 月に、代表理事会が設置され、これに伴い、これまで議長及び副議長を補佐する機関であった諮問委員会（Advisory Council）は廃止された。代表理事会は、指名理事（Nominated member）8 当局及び選出理事（Elected member）最大 8 当局の最大 16 当局で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続（ポイント方式）に従い、平成 29(2017)年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任した（任期は 4 年間）。

代表理事会においては、IFIAR の戦略計画や業務運営等に関する議論を行っている。令和 2(2020)年度においては、4 月 16 日及び 23 日、6 月 25 日、11 月 24 日、令和 3 年（2021）年 1 月 21 日、2 月 17 日及び 18 日にオンライン形式で開催された。

(ウ) 検査指摘事項報告書

平成 24(2012)年から、メンバー当局の検査結果の傾向に係る情報を提供することを目的として、メンバー当局による 6 大監査ネットワークに対する検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として公表している。本報告書では、品質管理態勢と個別監査業務の二つの分野において検査結果の集計を行い、指摘率を算出している。

なお、9 回目となった 2020 年調査（P112 資料 4-2 参照）には、50 当局が参加した（IFIAR メンバー国の総数は、令和 3(2021)年 3 月末現在、54 か国）。上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の検査指摘率は 34%であり、集計を開始した 2014 年調査の 47%から、減少傾向が続いている。

《メンバー当局全体の検査指摘率の推移》

2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
47%	43%	42%	40%	37%	33%	34%

(エ) 「Information Paper グローバルネットワークに対する監督の促進」の公表

令和 2(2020)年 9 月に、IFIAR の取組や財務報告のエコシステムにおける監査及び監査監督の役割について、FSB をはじめとする金融関係国際機関やステークホルダーの理解を深めることを目的として、「Information Paper グローバルネットワークに対する監督の推進」を公表した（P117 資料 4-3 参照）。本ペーパーでは、財務報告並びに監査及び監査監督が国

際的な金融安定に果たす役割、グローバルネットワーク及びメンバーファームの概要、そして、IFIAR の役割及び取組等について説明されている。

(オ) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関係の議長レターの公表

令和 2(2020)年 5 月に、IFIAR は新型コロナウイルス感染症に関する利害関係者へのアップデートを目的として、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関係の議長レターを公表した(P120 資料4-4参照)。本レターでは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた新たな活動を含め、「世界的に監査監督を強化することで、投資家を含む公共の利益に貢献する」という使命を引き続き果たしていくために、IFIAR による新型コロナウイルス感染症関係の情報発信、6 大監査ネットワークや他の国際機関との連携、及び、メンバーの活動状況の情報提供等について取り組むこととしている。

イ 各ワーキング・グループにおける活動

(ア) グローバル監査品質 (GAQ) ワーキング・グループ

6 大監査ネットワークとグローバルな監査の品質の向上を目的として意見交換を行っている。当初から、「グローバル監査ネットワークの品質管理の向上に向けた取組」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を聴取している。

また、6 大監査ネットワークのメンバーファームの検査指摘率を、令和元(2019)年の 32%をベースとし、令和 5(2023)年までの 4 年間で 25%削減する取組を行っている(目標値: 24%以下)。本取組は、平成 27(2015)年から令和元(2019)年に実施した際は WG メンバー 10 か国のみでの参加であったが、令和元(2019)年から開始した新たな取組においては全 IFIAR メンバー国の約半数の当局が参加している。

さらに、監査人が現在直面しているリスクや、マクロ経済環境等将来的に監査に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成 27(2015)年 9 月より、リスクに関する電話会議(リスクコール)を定期的で開催している。平成 30(2018)年 11 月の第 6 回から、米国に替わり我が国が議長を務めており、令和 2(2020)年 12 月の第 8 回リスクコールでは、テーマを①新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する監査リスク、②それ以外のリスクの 2 つに分け、①では減損、リモート環境における期末監査対応、不正リスク、②では LIBOR 移行、BREXIT 等について議論を行った。

令和 2(2020)年度においては、9 月 28 日から 10 月 23 日の間の 6 日間、令和 3(2021)年 3 月 1 日から 18 日の間の 8 日間、ビデオ会議の形式で開催され、検査指摘率削減の取組や監査の品質に係る補完的な

指標開発の取組に加え、各ネットワークの品質管理モニタリング・プロセスの概要、新型コロナウイルス感染症拡大の下での対応状況、ISQM1 適用の準備状況等について議論が行われた。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的として、毎年、IFIAR 検査ワークショップを企画・調整し、開催している（P128 資料 4-5 参照）。この背景には、平成 19（2007）年の第 1 回東京本会合において、検査における課題や各国当局の検査手法等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として開催することが承認されたことがある。併せて、検査ワークショップの事後的な評価等も行っている。

第 15 回検査ワークショップは、令和 3（2021）年 3 月 23 日から 25 日の日程で、オンライン形式で開催され、日本を含め 51 か国・地域から 303 人の検査官等が参加した。なお、日本は、審査会から室長補佐 1 人をパネリストとして派遣し、米とともにグループ監査に係るプレゼンテーションを実施した。

(エ) 投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と、監査品質、監査報告書の在り方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

また、ワーキング・グループ内に投資家・利害関係者から構成される諮問グループ（Advisory Group）が設置されており、我が国からは清原健弁護士（清原国際法律事務所）がメンバーとなっている。

(オ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質の向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協力関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的とし、執行ワークショップ及び執行サーベイを軸として活動している。

本年度は、4 年おきに実施している執行サーベイ（前回は平成 30（2018）年に実施）を補足する新しい取組として、IFIAR のメンバー

である各国監査監督当局を対象に、「コロナ禍における執行環境」と「監査資料の入手」に焦点を絞った中間サーベイを実施した（50 当局が参加）。その結果を取りまとめたインフォメーション・ペーパーは令和 3（2021）年 4 月頃に公表する予定としている。

（4）日本 IFIAR ネットワーク

IFIAR は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関であり、我が国の国際的地位や東京の国際金融センターとしての地位の向上のためには、産官学を挙げた支援が必要であった。このような背景から、我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIAR との関係強化、IFIAR 事務局の活動支援及び我が国における監査の品質に関する意識向上を図り、IFIAR が目指すグローバルな監査の品質の向上に貢献することを目的として、平成 28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立された（P129 資料 4－6 参照）。

日本 IFIAR ネットワークは、IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、IFIAR 事務局に対する我が国の監査に関する議論の提供及び IFIAR 要人や審査会又は金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR の取組の紹介を中心に活動している。

令和 2(2020)年 6 月には第 4 回総会が開催され、ネットワーク会員から各ステークホルダーによる監査の品質の確保・向上に関する取組について報告があった。審査会及び金融庁からは、新型コロナウイルス感染症への対応や取組を紹介した。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続上の協力がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査やその検査活動に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み（注）の締結及び監査の審査・検査活動に資するため、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

（注）日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・米国公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）
- ・カナダ公共会計責任委員会（CPAB：Canadian Public Accountability Board）
- ・マレーシア監査監督委員会（AOB：Audit Oversight Board of Malaysia）
- ・オランダ金融市場庁（AFM：the Netherlands Authority for the Financial Markets）※

- ・ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF : the Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- ・英国財務報告評議会 (FRC : Financial Reporting Council)
- ・フランス会計監査役高等評議会 (H3C : Haut Conseil du Commissariat aux Comptes)
- ・中国財政部 (MoF : Ministry of Finance)

※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。こうした中、各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の課題、イノベーションの進展に伴う将来的な監査の在り方に関する問題意識や、新型コロナウイルス感染症による影響への対応状況は、各国の監査監督当局間で共有されている。さらには、監査監督当局の組織変更を含めた抜本的な改革が進められている国もある。

こうした状況にあって、審査会は、各国の監査監督当局との連携を一層強化することにより、国際機関や諸外国での新型コロナウイルス感染症による影響への対応を含む監査をめぐる議論についての的確に情報収集するとともに、監査法人等の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

IFIAR関連の活動に関しては、令和3(2021)年4月にオンライン形式で開催された第21回IFIAR本会合において、長岡 隆 総合政策局参事官 兼 IFIAR 戦略企画室長が、IFIAR 副議長に選出された。アジアからの副議長就任は、平成18(2006)年のIFIAR設立後、初である。こうした中、IFIAR 副議長国としてIFIARの組織運営に積極的に貢献していくとともに、日本としてIFIARの活動をより一層支援していくため、次のような取組を強化していく必要がある。

- ・各種会議等IFIARの活動へ積極的な貢献を行い、グローバルな監査の品質の向上に向け、多国間の協力ネットワークの強化を図る。
- ・IFIAR事務局の円滑な運営に向け、支援を行う。
- ・日本IFIARネットワークを通じ、IFIARにおける議論を国内に還元する。
- ・IFIARによるアジア各国へのアウトリーチに対するサポートとして、IFIAR事務局が日本IFIARネットワーク会員の主催する国際会議等においてIFIARの取組を説明する機会を設けられるよう、同会員に依頼する。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保にも着実に取り組む。